



刈谷市

空き家対策 セミナー・個別相談会

これから空き家が
どんどん増えるって
聞いたけど、
何が問題なの？



空き家を放置すると
どんなトラブルが
生じるの？

子どもと同居すること
になり、今の家が
空き家になってしまう。
何か活用できないかしら？



実家を相続したけど
使う予定がない…
どうしたらいいの？

参加費無料

令和8年

日時

12月13日 日 13:30～(受付13:00～)

会場：総合文化センター（中央生涯学習センター） 4階 405・406研修室
刈谷市若松町2丁目104番地

第1部

講演会

先着50名

事前申込優先

13:30～14:30

裏面に予約申込書があります

「知らないと困る空き家の法律・税金」

相続や空き家の管理で困らないために、今知っておきたい制度・
手続きについてわかりやすく説明します。



講師

株式会社 住宅相談センター

代表取締役

吉田 貴彦 氏

第2部

個別相談会

先着8組

要事前予約

14:40～15:40

裏面に予約申込書があります

空き家に関するいろいろな相談に
専門家が応じます。(1組30分まで)

相談員：空き家マイスター(公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会所属)

【相談例】

- 実家が空き家になり、管理に不安がある。
- 相続でもめており、空き家の管理・活用で困っている。

お問い合わせ

刈谷市役所

建設部建築課住生活係

TEL: 0566-62-1021 (直通)

予約申込書

空き家対策セミナー

先着 50 名

フリガナ					
氏 名					
住 所					
電話番号	(	)	—		
メールアドレス					

個別相談会

先着 8 組

個別相談会参加希望	有 (下記項目もご記入ください)					無
空き家所在地						
相談内容 ※該当する項目に「○」	管理の仕方	売りたい・ 貸したい	解 体	相 続	そ の 他	
相談概要						

※ 応募多数の場合は、市から事前に電話連絡させていただきます。
※ 個別相談会のみの参加は不可とさせていただきます。

申込方法

申込期限：令和 8 年 12 月 11 日(金)まで

氏名（フリガナ）・住所・電話番号・メールアドレス、（個別相談会参加希望の場合は 空き家所在地・相談内容等）
をご記入のうえ、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

〒448-8501

郵 送

刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地
建築課あて

FAX

0566-23-9331

E-mail

kenchiku@city.kariya.lg.jp

電子申請



会場へのご案内

電車で ご利用の場合

JR 東海道本線・名鉄三河線 刈谷駅南口より
ウイングデッキ直結徒歩 3 分

車で ご利用の場合

伊勢湾岸自動車道豊明 IC より約 20 分・
豊田南 IC より約 25 分
※総合文化センター駐車場は、バロー
（みなくる刈谷）駐車場とは異なりますので
ご注意ください。（4 時間まで駐車料金無料）

